

行政区 加入促進マニュアル

地域でのふれあいの輪を広げ、皆で住みよいまちを築きましょう



令和5年6月

小美玉市区長会・小美玉市

はじめに

少子高齢化や人口減少、さらにはライフスタイルの変化などにより、自治会における担い手や後継者が不足したり、自治会活動への参加者が減少するなど、地域社会の弱体化が大きな問題となっている昨今、「自助、共助、公助」によるまちづくりの重要性が増しています。

その中で本市における自治会「行政区」は、住民同士の親睦、生活環境の維持活動の他に、高齢者の見守りや子どもの安全対策など、地域の団体や行政と連携して地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、行政区活動に無関心な人が多くなってきたことで、行政区に加入しない人が増え、将来的に行政区を維持することが困難になることが予想されるなど、行政区の運営に支障をきたすことが多くなってきています。

このような状況に歯止めをかけようと、加入の呼びかけを行っている行政区はあるものの、加入の必要性やメリット等を理解してもらえないことや、呼びかけの方法や手段が十分でないため、なかなか地域の方々に行政区の必要性が伝わらないことが多く、苦慮しているとの声を聞いています。

この冊子では、こうした実態を踏まえ、行政区への加入を呼びかける基本的な方法や配布するチラシなどについて、実践例を交えてまとめましたので、是非参考に活用していただき、行政区加入者の拡大に向けた取り組みを推進していただきたいと願っております。

令和5年6月

小美玉市区長会
小美玉市 市民生活部 市民協働課

防災対策・災害対応における自助、共助、公助

<自助>

「自らの安全は、自らが守る」これが防災の基本です。自宅を安全な空間にすることも、自分にしかできないことです。地震の揺れの中では、誰もが自分の身を守ることしかできません。揺れがおさまったとき、目の前にある火災を、最も早く消すことができるのは自分です。こうした、自分の手で自分・家族・財産を助ける、備えと行動を自助と呼びます。

<共助>

「わがまちは、わが手で守る」これが、地域を守る最も効果的な方法です。そして、地域を守ることは、自分を守ることです。地震の揺れがおさまるとしても、隣の家から出た火を放っておけば、自分の家も燃えてしまいます。こうした場合は、隣の家の火を消すことが、自分の家を守ることに繋がります。自分が生き埋めになったとき、それに気づき、救出活動を始めてくれるのは誰でしょう？
震災のような広域災害では、地域の防災機関（警察や消防など）も、同時にすべての現場に向かうことはできません。かと言って、自衛隊など被災地の外からの応援の到着には時間がかかります。近隣の皆さんが救出してくれるのを待つほかありません。救出活動も消火活動も、早く始めるほど、そして多くの人に参加するほど、被害を小さく抑えられます。こうした、近隣の皆さんと協力して、地域を守る、備えと行動を共助と呼びます。

<公助>

市をはじめ、警察・消防・県・国といった行政機関、ライフライン各社をはじめとする公共企業、こうした機関の応急対策活動を公助と呼びます。

<自助・共助・公助の連携>

自分を中心に考えると、震災の直後、自分を守るのは自助の力です。自分ひとりでは対応できない状況になったとき、頼ることができるのは共助です。それは同時に自分が可能ならば共助に参加する意識が前提となります。そして、公助とともに、状況を安定させ、復旧・復興へと向かいます。公助が活動を始めても、その援助の手が、円滑に私たち一人ひとりのもとに届くためには、共助との連携が効果的です。こうした連携が、地域、そして自分の被害を最小限に抑え、早期に復旧・復興するために必要なことです。

目 次

加入促進のために	・・・ 4
行政区の必要性を再認識しよう	・・・ 5
(1) 行政区の機能にはこんなものがあります	
(2) こんな時に行政区が活躍します	
加入呼びかけの心得	・・・ 7
(3) 呼びかけの手順	
(4) アパート・マンション居住者の加入に向けて	
相手の質問にきちんと答えよう	・・・ 9
(5) 一般的な想定質問と回答例	
(6) アパート等居住者（独身者、学生）からの想定質問と回答例	
個人情報の取り扱いについて	・・・14
(7) 個人情報保護法について	
(8) 個人情報の収集、保管のルール	
(9) 個人情報を第三者に提供するときのルール	
参 考	・・・16
転入者に配布している加入案内	
他市における自治会の加入案内状・チラシ（例）	
他市における町内会・自治会の加入促進チラシ（例）	



加入促進のために

■加入率の低下（50%前後へ）

小美玉市における行政区への加入率は、年々減少し続けています。もともと行政区は任意加入のため加入の義務はなく、強制もできないことから、単身者世帯、不在がちな世帯、転入世帯等で加入しないケースが多くなってきたことが主な原因として挙げられます。

■加入率の低下による影響

加入者が減り、地域でのふれあいの機会が少なくなると、近所同士の連帯意識が希薄になります。その結果、いざという時に地域が一体となって対応しなければならないような大きな災害や事件にも対応できなくなってしまいます。また、役員などの役割分担や費用負担などから考えても、その規模の大小や加入率向上は各行政区にとってその存在にも関わる大きな課題になっています。

■マニュアルの使い方

各区により状況は異なりますが、加入率の低下から見ても分かるように「アパート住まいの単身者や新たな住宅の対応等に苦慮している」という意見が聞かれることが多くなりました。

このような状況を踏まえ、他自治体の事例を参考にこのマニュアルを作成しました。以下の注意点を参考にしながら、各区における加入の呼びかけにご活用ください。

注意点

- ・ 私たち自身が区の必要性を再認識する。
- ・ 区加入の呼びかけ方法、対応策を吸収する。
- ・ 実施例をアレンジし自分（地域）のものにする。



行政区の必要性を再認識しよう

昔は、地域での祭りや行事が一大イベントで、それに参加することで気づけばご近所付き合いができていました。しかし、生活環境が充実しライフスタイルが多様化した結果、行政区など地域の自治組織に無関心になり、脱会する人や加入しない人が増え、行政区の加入率が減少するばかりで、助け合いの心を失いかけているのが現状です。

行政区の必要性を再認識し、なぜ行政区が必要なのか、なぜ行政区に加入して欲しいのかをしっかりと伝えられることが加入呼びかけ時に相手を説得する決め手になります。

(1) 行政区の機能にはこんなものがあります

①「相互扶助」機能

最も身近な生活の場である行政区を通じて、地域に住む人々が互いに必要なときに助け合い、協力し合うこと。

②「生活環境の維持・改善」機能

ごみ収集場所や防犯灯の管理、地域の環境美化や清掃活動を通じて、住民が快適に暮らせるように、生活環境の維持や改善をすること。

③「安全・安心」機能

住民相互の理解と信頼関係のもとで協力し合い、自主的に防犯活動、防災訓練、迷惑駐車対策などに取り組むとともに、地域消防団等との協力体制を整え、住民が安心して暮らせるようにすること。

④「地域資源の保存・伝承」機能

地域固有の自然や、古くから伝わる伝統・文化など、様々な資源を保護・伝承し、魅力ある地域づくりを進めること。

⑤「自治」機能

地域住民のニーズを反映した、住みよい地域社会を実現するため、地域が抱える課題・問題について地域住民自らが把握し、協力して解決すること。

⑥「親睦」機能

地域の祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、住民同士の交流をさらに広げ、住民相互の信頼関係や安心感を育むこと。

(2) こんな時に行政区が活躍します！

行政区に無関心な方にとって、直接メリットがあり、行政区の意義が伝わりやすい例としては、防犯・防災関係です。個人の力だけではどうしようもないような犯罪や災害に立ち向かうには地域の結束が必要です。行政区などの活動で、事前に対策を練るなど準備を万全にした例、被害を最小限に済ませた例を紹介します。

【例】犯罪は地域で守る

最近、子どもや高齢者など社会的弱者を狙った凶悪な犯罪が多発し、夢と希望を持ち、その実現を求める子どもたちと、それを願う家族の未来や家族の平穏な日常生活が奪われる悲しい事件が毎日のように報道されています。

こうした中、地域活動の一環として防犯連絡組織を結成し、地域内のパトロールや児童生徒の登下校の見守り活動が行われるなど、それぞれの地域に見合った形での防犯活動が多く見受けられるようになって来ました。

地域が一丸となり、「犯罪は許さない」「子どもたちを守るんだ」という姿勢を示すことで、犯罪者が近づきにくい環境を地域住民自ら築き上げている例です。

【例】震災で活躍した地域の結束

1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋の下から多くの人が救出されましたが、そのほとんどが地域の人々によるものでした。

その後もバケツリレーによる消火活動や、高齢者の安否確認、避難誘導、復興活動は、地域の住民自らの自発的な活動により行われ、そして、日頃からの地域活動、自治会活動が活発な地域ほど、救出率も高かったと言われています。

震災後、この時の教訓を活かした、自治会などの地縁組織による自主防災活動が全国でも見直されています。

小美玉市では、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災の際、日頃から顔の見える関係が構築されている行政区・消防団が中心となって、被災状況や安否の確認、炊き出しなどが行われた地域が見られました。また、あらゆる通信機能が麻痺した状況にあっては、地域内のコミュニケーションが最も有効な情報伝達の方法であることが実証されています。

自主防災組織について

自主防災組織とは、「地域住民が自分たちのまちは自分たちで守る」という意識、連帯感に基づいて、自主的に結成する組織です。

小美玉市では、19の消防団が火災の消火活動や自然災害の発生時などにおいて、災害から地域を守る消防防災のリーダーとしての重要な役割を担っています。これとは別に自主防災組織は、地域住民が協力して日頃から火災の防止（火の用心の見回り、啓発）や消火訓練、避難訓練を行うとともに、実際の火災等の突発事態が発生した場面において、住民自らが消火器や消火栓を駆使しての初期消火および応急処置にあたるものです。また、大規模災害において地域住民同士の連携による避難及び避難生活に必要な活動、災害弱者の情報を把握し、安否情報の確認や連絡、また消防に頼れない状況下においては、身近な工具等を使用して主体的に救出活動に従事するなどの役割が期待されます。とりわけ、災害に対しては大規模災害時における地方公共団体並びに消防の装備資機材や公共サービス業務のマンパワーも限界が指摘されているところであり、地域住民主体の自主防災活動への取り組みが期待されています。





加入呼びかけの心得

行政区に加入していただくためには、訪問前に入念な準備を行うことと、的確な加入呼びかけを行うことが目標達成への近道です。「加入はあくまでも個人の意思による」ことを踏まえ、以下のことを意識して、効果的な訪問を心がけましょう。

(※以下に記載する手順はあくまでも参考例です。加入呼びかけには、地域の実情や状況に合わせた対応が必要です)

(3) 呼びかけの手順

訪問前に

①未加入世帯の把握、調査

- ・地図などを参考に未加入世帯の確認
⇒アパート・マンションの場合は、オーナーや管理人の協力を得ましょう。

②役員の共通認識、行政区の役割の再確認

- ・呼びかけの熱意や誠意を育みましょう
- ・加入のメリットは？など想定される質問に答えられるようにしましょう。
(想定質問と回等例は6～8ページ)

③訪問時の説明資料等の用意

- ・あいさつ状・加入のパンフレット(11ページ～)
- ・行政区総会資料を用意(会則、事業計画、予算、役員名簿、会費の領収書もしくは預書等) ⇒総会資料は難しいという印象を持たれるので、できるだけわかりやすく説明をすることを心がけましょう。

④訪問の方法

【訪問人数】2～3人

【訪問時期】

- ・新規転入者には⇒居住開始後、間を置かずに訪問

する

- ・既居住者には ⇒年度初めやイベント等の開催に合わせて訪問する

【訪問時間帯】

- ・相手の対応可能な時間帯を考慮する(夜はなるべく避けたい)

【携行品】

- ・新規転入者には⇒あいさつ状、加入のパンフレット、総会の資料、イベント案内等の資料

- ・既居住者には ⇒加入のパンフレット、総会の資料、イベントの案内等

【訪問】

- ①初回訪問時 ⇒5分程度の簡単な説明にとどめる

- ②2回目訪問時 ⇒1週間後。初回の訪問で加入を拒否された場合にも、役員を替え

訪問の際に



加入を強制するような呼びかけではなく丁寧な対応を心がけましょう。

×



るなど工夫して訪問する。

(4) アパート・マンション居住者の加入に向けて

アパート・マンション等の居住者は自治会・行政区活動に無関心な人が多く、加入の呼びかけに苦慮しているという声をよく耳にします。居住者への粘り強い呼びかけはもちろんです、アパートオーナーや住宅管理業者に居住者の加入のための協力を依頼することも必要です。

また、活動に参加できなくても、居住者は会費を支払うことで、防犯灯維持費等の共益費用を負担するなど、相互扶助のまちづくりに参画していることになり区にとっても財源確保につながります。

Q. 短期居住の单身者にはどう勧めるか？

A. 準会員や会費を減額する等の特例を設ける。

※会費の特例は、規約または内規に明記しましょう。規約の変更には総会の議決が必要です。

Q. アパートオーナー、住宅管理業者には何を協力してもらうか？

A. アパートオーナーや住宅管理業者に加入の必要性を理解していただき、次のような協力をお願いします。

①アパートオーナー自身の加入

アパートが地域にあることで、オーナー自身にも賛助会員として加入を依頼します。会費は居住者数に応じた金額、あるいは年間の定額としているところもあります。

②住宅管理業者に直接交渉し、アパート単位での加入を依頼

学生アパート等には会費をオーナーに一括して支払っていただくなど、アパート単位での加入を依頼する。居住者には、入居時に自治会・行政区に加入しているということを伝え、自治会・行政区に少しでも関心を持っていただければと思います。

Q. アパートオーナーが分からない場合は？

A. アパートの運営や管理は全て住宅管理業者に依頼してオーナーは遠方に住んでいることがあります。この場合は、オーナーに協力依頼の文書を渡してもらうなど、住宅管理業者に協力をお願いすると良いでしょう。



相手の質問にきちんと答えよう

加入の呼びかけで訪問すると、逆に相手に質問されることがあります。中には鋭い質問で、答えにつまってしまうことがあるかもしれません。

ここでは、住民からの想定質問と回答例をいくつか参考に掲載しましたので、回答できるように心がけるとともに、回答できない質問については会長や区内の方に相談して、後日きちんと回答しましょう。

地域の現状と異なる内容も含まれています。回答例は地域の実状に合わせてアレンジしながらご使用ください。

(5) 一般的な想定質問と回答例

①加入した場合、どんなメリットがありますか？

よく出る！

回答例：地域が安全で安心して住み続けることができるように、防犯訓練、防犯パトロールや防犯灯の維持・管理を行っています。

地域の環境美化活動やごみ収集場所の管理など、お住まいの地域の環境美化を推進しています。

各種レクリエーション行事の開催や地域団体の育成に努力しています。

市の広報紙や公的団体からの情報提供のほかに、地域で作成する広報紙やチラシなどを配布しています。

道路・側溝・道路照明の改善など、日常生活上の環境整備に係る課題等が的確に要望できるので、安全・安心なまちづくりにつなげていくことができます。

②自治会・行政区に入らないといけないのですか？

よく出る！

回答例：行政区への加入は、強制できませんが、防災、防犯、行政区が管理する防犯灯・ごみ収集場所など、地域生活に密着した課題などは個人での解決が難しい場合があります。このような時は、行政区の役割が必要となるので、ぜひ加入してください。

③小美玉市にはいくつ行政区がありますか？

回答例：令和5年4月1日現在、120の「行政区」があります。

④行政区の地域は何を基準に区切られているのですか？

回答例：特に明確な基準はありませんが、大字、地区地域の特殊性、開発区域、大きな道路を境によって区切られており、区域の広さ、加入戸数などは様々です。

⑤そもそも行政区って何ですか？

よく出る！

回答例：たまたま同じ地域に住むことになった方が、相互の親睦を図りながら、防災・防犯活動、環境美化活動、ごみ収集場所の管理や防犯灯の維持・管理など、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を住みよいまちにしていくための自主的な任意の団体です。

⑥行政区は市役所の関係団体ではないのですか？

よく出る！

回答例：地区・地域の特殊性のもとに設立された行政区は、行政及び関係団体との相互補完機能を果たす地縁団体として、小美玉市の発展及び地域住民の生活の向上、並びにコミュニティの再生に寄与し、明るく住みよいまちづくりを目的としています。このようなことから、市の事業に協力することはありますが、市とは別の地域住民が自主的に結成し、運営している任意の団体です。

よく出る！

⑦税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないですか？

回答例：住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域での新たな課題が多くなってきたことで、行政だけでの対応は難しくなってきました。そこで、行政区と行政の役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域での助け合いの取り組みは、東日本大震災でも証明されたように、行政の手の届かない部分を補う意味からも必要です。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができると思っています。

⑧個人情報安全に管理していますか？

回答例：皆さんから提供いただいた情報は行政区で定めた目的のみに利用しています。また、いただいた情報は区の会長と役員がきちんと管理しています。

※上記回答をする場合は区内で個人情報の取り扱い方法を文書化しておくことが必要です。個人情報の取り扱いについては、「個人情報の取り扱いについて」を参照ください。

⑨区費はどのような用途に使われていますか？

※それぞれの区の状況を説明する。

⑩区費は月（年）いくらですか？

回答例：区費は1カ月（1年）〇〇〇円で、毎年総会で事業の承認を得て使用しています。例えば、防犯灯の電気料や消耗品類、清掃、緑化、防犯パトロール、夏祭りなど区の活動に係る費用に支出しています。

⑪区費を支払いたくても払えない場合はどうすればよいですか？支払えない場合、行政区に入ることはできないのですか？

回答例①：一度役員会で協議して、後日回答いたします。

回答例②：（すでに減額等を実施している区は、減額について説明しましょう）

※経済格差が大きい場合には、平等に負担する会費の額は最低限に抑え、行事費などについては、参加費や寄付金で賄うようにすることも必要です。

⑫活動費は区費以外の収入はあるのですか？

回答例：（資源回収事業等。総会資料などを参考にしましょう）

⑬行政区に加入していませんが、行事に参加することはできますか？

回答例：ぜひ参加してください。行事に参加することで楽しさを知っていただき、隣近所との交流を広げていくことで、加入を検討していただきたいと思います。

⑭行政区の活動でケガをした場合はどうなりますか？

回答例：(区で保険に加入しているので、活動中の怪我は補償されます。)

※保険加入状況を確認しましょう。

(6) アパート等居住者（独身者、学生）からの想定質問と回答例

行政区にとっては、イベント等への学生の参加は、活動の大きな活力となります。ボランティアに興味があり、地域に貢献したいと思っている学生もいます。ぜひ、単身者、学生などにも根気よく加入を呼びかけましょう。

①学生（単身）のため、長くは住まないのですが・・・。

よく出る！

回答例：区で管理している防犯灯は安全の確保につながり、ごみ収集場所の管理や清掃活動は、住みよい生活環境の構築につながるなど、行政区の活動は気づかないところで皆さんの生活に役立っています。短期間でも何かの縁で〇〇区に住むことになったのですから、区の皆さんと楽しく交流しませんか。

②単身で帰りも遅く、留守にしがちなので役員にはなれませんが・・・。

回答例①：恐縮ですが皆さんお忙しいので役員は（1年ごとの）持ち回りにしています。

回答例②：休日の行事のお手伝いだけでもかまいません。

回答例③：会費を納入していただくだけでも、区の運営を行ううえで大変助かります。

③年間を通じて、いろいろと行事に参加しなければならないのでは？

よく出る！

回答例：交流・親睦のために参加して欲しいとは思いますが、基本的に自由参加なので、ご都合に合わせて参加してください。

④住民票を前の住所地から移していない方でも加入できますか？

回答例：この地域に住んでいる方であれば加入大歓迎です。

※区の取り決め（規約など）がある場合は、それに従ってください。

⑤学生が長期休暇期間中に参加できるような活動はありますか？

回答例：8月には区の夏祭りや盆踊りなどがありますが、学生さんには地域でのボランティア活動のほか様々な場面で助けて欲しいと思っています。



個人情報の取り扱いについて

(7) 個人情報保護法について

【個人情報保護法とは】

個人情報の権利と利益を保護することを目的に制定されました。平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されたことにより、個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にしたり、適切に管理することを必要としています。

小規模な団体でも個人情報保護法が適用されることになったことで、より一層の配慮が必要となりました。

①行政区（常会、班等の下部組織を含む）と個人情報について

個人情報保護法が改正され、個人情報を取り扱うすべての行政区（常会、班等の下部組織を含む）は、個人情報保護法のルールに沿った取り扱いが求められています。

②個人情報とは

生存する個人に関する情報で、「氏名」だけでなく「住所」「電話番号」「生年月日」「写真」「映像」等の情報により個人が特定できる情報をいいます。

なお、生年月日や性別等、それだけでは特定の個人が識別できない情報についても、氏名などと組み合わせる場合には、特定の個人を識別することができるため、個人情報として取り扱う必要があります。

(8) 個人情報の収集、保管のルール

タイミング	ルール	行政区内での具体的対応例
個人情報を集める前	個人情報の利用目的をあらかじめ特定する	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
個人情報を集める時	本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。
個人情報を保管している時	集めた個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる。	町内会や行政区等の事務局において盗難・紛失等の無いよう、適切に管理する必要があります。又、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売の禁止などの注意を呼びかけることも必要です。
	集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知りえる状態にして、請求に応じて訂正する。	個人情報を集めるときに配布する書面に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合、適切に対応する必要があります。

(9) 個人情報を第三者に提供するときのルール

するべき事	内 容	区長会等で名簿を作成して 配布する場合の例
本人の 同意の取得	本人以外の者に個人情報を提供 する場合はあらかじめ本人の同 意を得る。但し以下のような場合 は除く。 ・法令に基づく場合 ・人の生命、財産を守る場合 ・委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配布する ため」と伝えたくえで、任意に個人情報を提 出してもらえば、同意を得たことになりま す。又、以下の場合は同意を得なくても会員 以外に名簿を提供できます。 ・警察からの照会 ・災害発生時の安否確認 ・会員名簿の印刷を業者に委託する場合
提供に関する 記録義務	提供先などを記録し、一定期間保 管する。	名簿に配布先の会員名等が記載されてい るため、名簿そのものを一定期間保管する必 要があります。
委託先の監督	個人情報を委託先に提供する場合 は適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先を しっかりと選定し、個人情報の適切な管理を 実施することについて確認する必要があります。 (情報の持ち出し禁止、委託された業 務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記 載した書面を渡す等)

個人情報保護法を正しく理解し、個人情報を取り扱うのは行政区（常会、班等の下部組織を含む）の責務となります。

個人情報保護法は、個人情報を外に出さずに閉まっておくものでなく、

個人情報を正しく理解し適正に利用しましょうという法律です。

個人情報についての相談窓口

○個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は個人情報の有効性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。

個人情報保護法質問ダイヤルでは、個人情報保護法等の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えします。

電話番号 03-6457-9849

受付期間 土日祝日及び年末年始を除く 9時30分～17時30分

参考：転入者に配布している加入案内（表）

行政区に 加入しましょう

住みやすい地域環境を
みんなで作る！

つながりが増える！

みんなで地域の問題を
解決できる！

地域や行政のさまざまな
情報がわかる！



行政区とは・・・

私たちの生活に最も身近な組織です。
住んでいる人々が住んでよかった、住み続けたいと
思える地域づくりのために、お互いに協力しながら
地域の「これから」を考えていきます。
地域の人をつなげる組織です。

いざという時のために・・・

日常生活の中では気が付きませんが、
災害が起こった際は地域の人たちとつながりが
大切です。地域の行事や活動に積極的に参加して、
地域の方々と交流を深めておくと安心です。

行政区の活動内容



親睦・交流

地域の親睦を深めるために夏祭りや運動会、文化祭敬老会など各種催し物を行っています。

環境・美化

地域内での清掃作業やごみ集積所の管理などに対応し、快適な生活づくりを進めます。

防犯・防災

防災組織と連携して地域の安全確保に努めます。また、災害が起こった時協力して助け合います。

広 報

生活に必要な情報満載の市の広報紙や、お知らせを配布し、区内の皆様にご周知しています。

安全・安心

子どもや高齢者の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

地域の課題を解決

地域内の様々な課題の解決に努め、地域の皆様が安全に暮らせるように活動しています。

■行政区へ加入するには

行政区へ加入するには、お住いの区長さんへご相談ください。

あなたがお住いの行政区は 区です。

区長さんは さんです。

区長さんの連絡先は です。



区長会の HP はこちらから

※別紙「転入等情報提供書兼同意書」の提出をいただけなかった場合は、住所地の行政区長へ市役所からの情報提供は行いません。しかし、住所地の行政区長又は役員が独自に入居されたことを確認し、行政区加入促進のためにお宅を訪問する場合がありますので、あらかじめご承知をお願いします。

○行政区に興味・質問がある方は、右側の QR よりご連絡ください。

後日、お住いの行政区より連絡させていただきます。



区長会事務局 小美玉市役所 市民協働課 電話番号：0299-48-1111

安心・安全で、快適に暮らせる 住みよいまちを一緒に作りませんか

町内会は、地域の住民がつくる自治組織です。
様々な活動を通じて、安心・安全で、快適に暮らせる、
住みよいまちづくりに取り組んでいます。

町内会はこんな活動をしています。

■情報の伝達

身近な町内の情報や、生活に欠かせない市からのお知らせなどを、回覧板などでお知らせしています。

■親睦行事の開催

住民同士が交流し、楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催しています。

■防犯・防災活動

町内への街路灯（防犯灯）の設置や維持管理、いつ起きるか分からない災害に備えた防災活動を行っています。

■生活環境の向上のための活動

清潔で快適なまちをつくるため、道路や公園の清掃などを行っています。

■地域の課題への対応

地域の課題についてみんなで考え、必要に応じて行政などと連携し、解決に努めています。

このほかにも、老人クラブや青少年育成団体、子ども会など、地域で活動する各種の団体との連携・協力し、福祉や青少年の健全育成、子育て支援などに取り組んでいます。



問い合わせは

行政区名

会長

班長

電話

町内会・自治会に加入しましょう!!

安心・安全で、住みよいまちづくりにご協力ください。

向こう三軒両隣、遠くの親戚より近くの他人と言います。地域の助け合いが見直されている昨今、町内会・自治会は大変頼りになる存在と言えます。

今、少子高齢化の波は、町内会や地域の役割を求めて押し寄せています。子どもたちを産み育て、健やかに育てていくこと、高齢者が安心して暮らしていくために、みんなで声を掛け助け合っていくことは、行政に頼らず自ら取り組む課題ですが、なかなか厳しい現状があります。



そんなとき、土・日のわずかな時間でも、町内会や地域の行事や事業に、みなさんが顔を出してくれるだけで勇気付けられ、頑張る気持ちも膨らみます。地域の一員として、住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

町内会は地域のみんなを支えています。

●暮らしに必要な身近な情報を伝えています

身近な町内の情報や生活に欠かせないお知らせなどを、回覧板などで周知。

●地域の仲間作りに親睦行事を開催しています

住民同士の交流に、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催。



●安心・安全を願い防犯・防災活動をしています

町内の街路灯（防犯灯）の設置と維持管理や災害に備えて防災活動。

●生活環境の向上にきれいなまちづくりをしています

清潔で快適なまちをつくるため、町内会設置のごみステーションの管理や道路・公園を清掃。



●地域の課題解決にみんなで対応しています

地域の課題をみんなで考え、必要に応じて行政等と連携して課題解決。

【町内会・自治会への加入手続き】

町内会・自治会長または役員へお申し込みください。

※町内会・自治会の連絡先がわからない場合は、下記へお問い合わせください。

●●市●●●協議会・●●市●●●部●●●●課

連絡先 〒●●●●—●●●● ●●●市・・・・ 電話●●●●

ここに掲載された内容は参考例です。

加入の呼びかけを行う際には地域の実情に合わせた内容にアレンジするとともに、必ず各行政区内の申し合わせ事項の確認・周知を行うようにしましょう。

また、住民から受けた質問や回答内容を蓄積していくことで、次回以降の加入呼びかけ時に役立てましょう。

行政区 加入促進マニュアル

小美玉市区長会

小美玉市 市民生活部 市民協働課

共同制作

〒319-0192 小美玉市堅倉835

☎0299-48-1111
